

「障害者理解促進研修」 と「説明会」のお知らせ

さまざまな障害のある方々と
地域でともに暮らしていくため、
県内企業等へ向けた研修会と説明会です。

(神奈川県委託事業)



平成28年4月から
「障害者差別解消法」
(正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)
が施行されました。
〔全事業所対象〕

平成28年4月の「障害者差別解消法」施行 神奈川県では「障

障害がある人もない人も当たり前生きていける、そんな社会の実現を目指して、私たち神奈川県障害者自立生活支援センターは積極的な活動を続けています。
今年度も神奈川県からの事業委託により、次のような「障害者理解促進事業」を行います。

障害者理解促進事業

■事業の目的

県内企業等における障害者への理解や障害者の社会参加を進めるため、企業で行う研修会や勉強会に障害当事者等の講師を派遣して研修を支援します。また、その後の取り組みについてもサポートしてまいります。

■事業の対象

県内の公共交通機関・宿泊施設・百貨店等の障害者に接する機会の多い企業だけでなく、全ての人にやさしい社会づくりのため、県内の全企業を対象にしています。

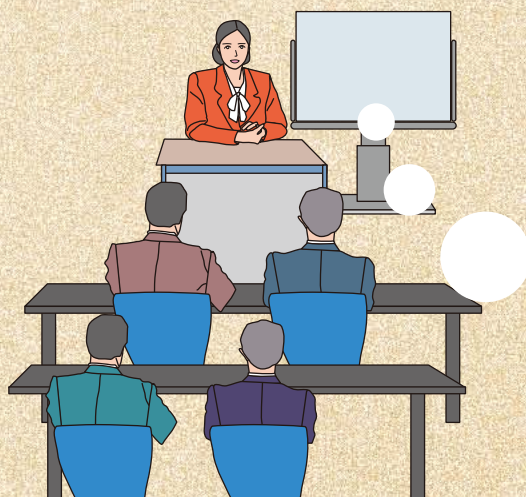
■事業の内容

①研修コーディネート

企業等の研修会や勉強会における研修内容の相談や講師等の紹介・派遣を行います。

②研修デモンストレーション(今年度から新規)

研修内容の一例を知っていただくため、説明会(研修デモンストレーション)を県内各地域で実施します。



研修では、「障害種別ごとの内容」「車いす体験と介助方法」「視覚・聴覚障害者の接し方」「障害者差別解消法等の法律の解説」などを学んでいただいています。

日々社会生活を送るためには、公共交通機関や店舗など、さまざまな施設を利用しなければなりません。障害や障害者に対する正しい知識を身に付け、理解を進めることで、「誰にも優しい神奈川」を一緒に作ってまいりましょう。

研修風景は、神奈川県ホームページの「障害者理解促進事業のお知らせ」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6310/> をご覧ください。

研修を受け、 「障害者理解促進事業」を推進しています。

平成28年度「障害者理解促進研修」説明会

●概要は、

「障害種別の概要」や「車いす体験」等を内容とする『障害者理解促進研修』のモデル研修を体験していただくことで、所属の企業等で行う研修会や勉強会でどのような研修を行う必要があるのか、知ってもらいます。

特に、「障害者差別解消法」に基づく、障害者への対応方法の基礎は、必須事項です。

●参加者は、

特に、店舗の代表の方や総務・人事担当の方にお勧めします。もちろん、経営者の方も歓迎いたします。

●主な内容は、

実際の研修のように、1回1～2時間程度で行います。障害当事者による経験を踏まえた講義や、障害者の支援の専門家や福祉専門職等による実技などが主な内容です。

●相談をお受けします。

説明会の後、障害者理解促進のための研修実施に向けた講師紹介・派遣の打ち合わせ、さらに事業所個別案件の対応方策などの相談をお受けいたします。

■説明会スケジュール

回数	圏域	日程	研修実施時間	会場	定員
1	横浜	8月22日(月)	14:00～15:30	横浜市技能文化会館 702会議室	18名
2	横須賀・三浦	8月24日(水)	14:00～15:30	ヴェルクよこすか 第3会議室	24名
3	県央	8月31日(水)	14:00～15:30	アミュあつぎ 604	36名
4	川崎	9月5日(月)	14:00～15:30	川崎市産業振興会館 第2会議室	20名
5	県西	9月7日(水)	14:00～15:30	小田原箱根商工会議所 第2会議室	27名
6	湘南東	10月5日(水)	14:00～15:30	茅ヶ崎商工会議所 第1会議室	20名
7	相模原	10月3日(月)	14:00～15:30	ユニコムプラザさがみはら	18名
8	湘南西	10月26日(水)	14:00～15:30	ひらつか市民活動センター 会議室B	40名
9	横浜	11月2日(水)	14:00～15:30	かながわ県民活動サポートセンター ミーティングルーム709	24名
10	県西	12月7日(水)	14:00～15:30	小田原箱根商工会議所 第2会議室	27名
11	横須賀・三浦	12月12日(月)	14:00～15:30	ヴェルクよこすか 第4会議室	24名
12	県央	12月14日(水)	14:00～15:30	厚木市総合福祉センター 501会議室	40名
13	相模原	12月19日(月)	14:00～15:30	ユニコムプラザさがみはら ミーティングルーム5	18名
14	川崎	12月21日(水)	14:00～15:30	川崎市産業振興会館 第2会議室	20名
15	湘南西	1月18日(水)	14:00～15:30	ひらつか市民活動センター 会議室B	30名
16	横浜	1月30日(月)	14:00～15:30	かながわ県民活動サポートセンター 306会議室	40名
17	湘南東	1月	未定	茅ヶ崎市勤労市民会館	
18	川崎	2月	未定	川崎市産業振興会館	—

【お申し込み方法等】 ※第1回から第18回までの参加回をお選びいただき、お申し込みください。

※神奈川県内の事業所であれば、どこに参加いただいても構いません。

※事業所単位でお申し込みください。何人でも結構です。

※各回の定員になりしだい締め切らせていただきます。

障害者差別解消法とは？

「障害者差別解消法」は、障害者への不当な差別を禁止し、ハード・ソフト両面のバリアフリーを実現するため、全ての企業等ができる限り配慮することを定めています。

(平成 25 年 6 月 26 日公布・一部施行 平成 28 年 4 月 1 日施行)

●不当差別の禁止

正当な理由なく、障害者であることを理由に、事業サービスの提供を拒否・制限することは禁止されます。(第八条)

●合理的配慮

障害者からなんらかの配慮を求められた場合、過重な負担でないときは配慮しなければなりません。(第八条の2)

●「障害者」の範囲

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能の障害がある人。(第二条の一)

●企業等の義務

社員・職員に対する研修その他の必要な環境整備に努めなければなりません。(第五条)

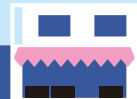
こんなことが「合理的配慮に欠ける」とされるおそれがあります。

●飲食店・ホテル



- ・障害を理由に入店や宿泊を拒否する。
- ・身体障害者補助犬の同伴を拒否する。
- ・視覚障害者に読み上げ説明をしない。

●小売店



- ・価格・説明・レジの表示が見づらい。
- ・車いすからは商品に手が届きにくい。
- ・大きな段差や狭い通路を解消しない。

●病院など



- ・窓口の受付や対応の順番を遅らせる。
- ・診察に手話通訳者の同伴を認めない。
- ・本人を無視して付添人に話しかける。

●学校など



- ・入学や行事の参加を不当に拒否する。
- ・別室試験などを理由に採点を下げる。
- ・トイレなどに障害者への配慮を怠る。

●交通機関



- ・障害や補助犬を理由に乗車拒否する。
- ・遅延情報等をアナウンスだけで行う。
- ・停車表示のみで音声案内を行わない。

●その他



- ・手前に開くドアで車いすが通れない。
- ・通路が荷物や自転車で塞がれている。
- ・障害者用駐車場を健常者に使わせる。

国では、事業分野ごとに必要な「対応指針」を定めています。

各事業者がそれに沿った対応をしているか、監督省庁に報告するよう求めたり、助言・指導・勧告をすることがあります。

報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合は罰則があります。

〔お問い合わせ・お申し込み先〕

NPO法人 神奈川県障害者自立生活支援センター

TEL. 046-247-7503

FAX. 046-247-7508

E-mail : info@kilc.org

2016-07-01